

取扱職種の範囲等の明示について

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、以下の項目を明示いたします。

1. 取扱職種・地域の範囲に関する事項

取扱職種：看護師・准看護師、医療事務員

取扱地域：東京都

2. 手数料に関する事項

手数料は、有料職業紹介の届出における範囲内において、求人者と締結する基本契約書または覚書にて定めるものとします。求職者から手数料は一切頂いておりません。

3. 苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、各事業所の職業紹介責任者となります。

苦情の申し出があった場合は、責任者が職業安定機関および、他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

4. 求人者の情報に関する事項

求人情報の取扱者は、各事業所の職業紹介責任者となります。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

5. 個人情報の取扱いに関する事項

求人情報の取扱者は、各事業所の職業紹介責任者となります。

取扱者は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき

本人が有する資格や職業経験等の客観的事項にもとづく情報の開示を遅滞なく訂正します。

また、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します。

6. 返戻金に関する事項

紹介により就職した求職者の方が、早期に退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。

返戻条件等の詳細に関しては、求人者と締結する基本契約書または覚書において定めております。

その他、ご不明な点がございましたらお問合せ下さい。

以上

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20%（または 円）</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20%（または 円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※実際に適用される手数料に関しては、求人者と締結する「有料職業紹介に関する基本契約書」において定める手数料が優先されます。

返戻金制度に関して

当社は、紹介により就職した求職者の方が、早期に退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。

返戻条件等の詳細に関しては、求人者と締結する基本契約書または覚書において定めております。